

会員番号

安心協力員活動の手引き

安心協力員
派遣サービスは、
市民による
支えあいの活動です。



社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

1. 安心協力員派遣サービスについて

安心協力員派遣サービスは、

ひとり暮らし高齢者などが地域で安心して暮らせるように、

見守りや買い物支援を行います。

地域福祉コーディネーター(社協職員)は、

高齢者等から相談を受け、

必要に応じて安心協力員を派遣します。

安心協力員は、高齢者等の自宅を定期的に訪問して

顔なじみの関係をつくるとともに、緊急時の支援や、

ひとり暮らしを支援する様々な事業などを紹介していきます。



安心協力員になるには・・・

☆ 豊中市内にお住まいの人

☆ 安心協力員養成研修の修了者
(特別な資格は必要ありません)

☆ 社会奉仕活動や社会参加に意欲のある人

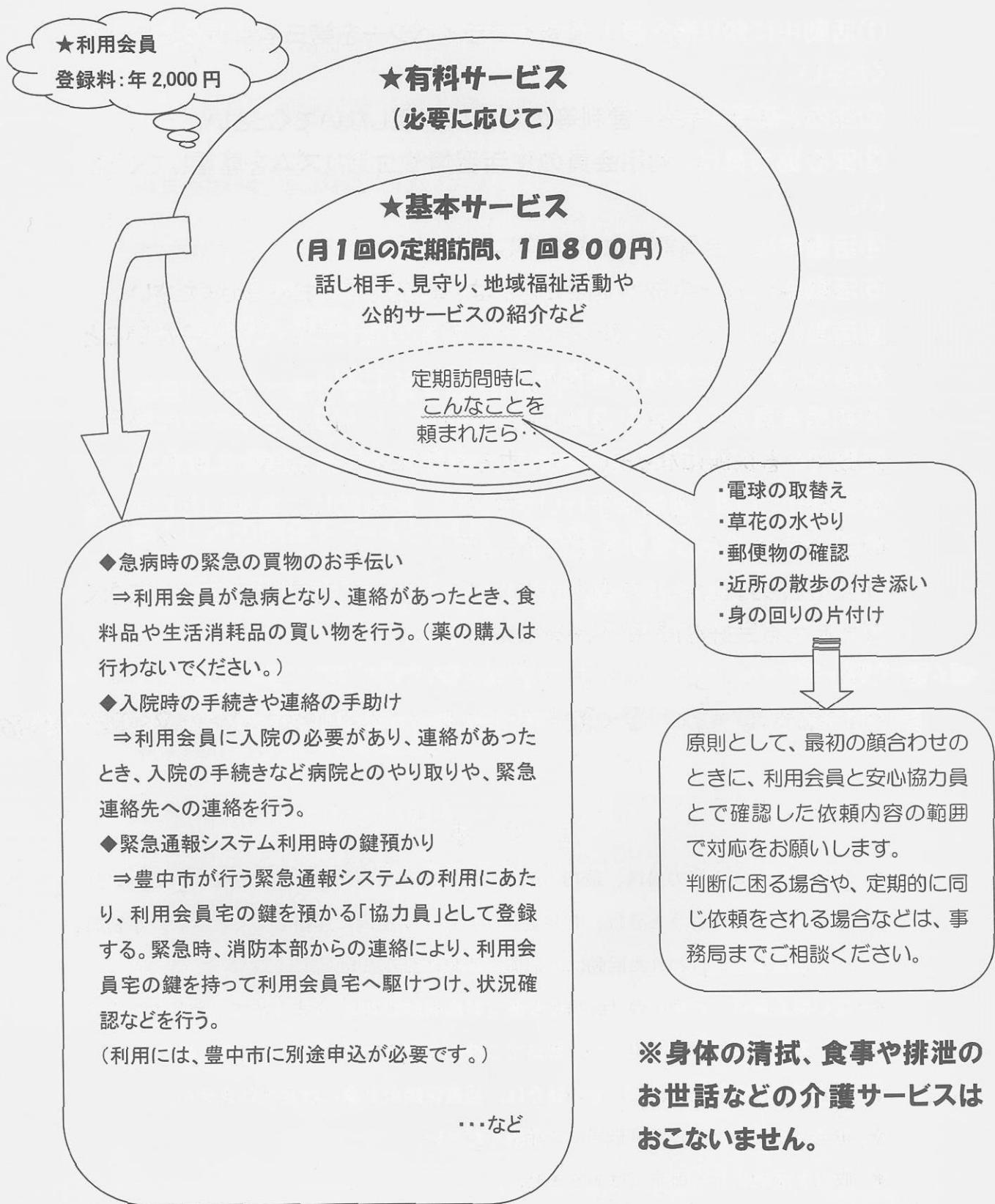
2. 活動にあたって

- ①活動中に知り得た個人情報やプライバシーを第三者に漏らさないでください。
- ②活動を政治、宗教、営利等の目的に利用しないでください。
- ③安心協力員は、利用会員の生活習慣や生活リズムを尊重してください。
- ④活動中は、会員証を必ず携帯してください。
- ⑤活動中に万一事故が起きたときは、事務局までお知らせください。
- ⑥活動においていきづまつたときや、対応方法についてわからないことがあるときは、お気軽に事務局までご相談ください。
- ⑦利用会員から緊急の連絡があったがすぐに対応できなかった場合、活動できる状態になりましたら、すみやかに対応をお願いします。
- ⑧3ヵ月に1回、連絡会を行いますので、積極的にご参加いただき、他の安心協力員との交流を深めましょう。
- ⑨安心協力員と利用会員との間で、お互いに信頼関係を築き、末永く支えあえる良好な関係づくりを心がけましょう。

注 意 事 項

- ◆ 利用会員と安心協力員は、最初の顔合わせの際に依頼内容を確認します。それ以外の内容の活動を行うときは、利用会員から必ず事務局に連絡してください。事務局への連絡なしに行われた活動は、補償の対象になりません。
- ◆ 安心協力員は、当月中の「活動報告書（事務局報告用）」をまとめて、翌月5日までに、事務局までご持参頂くか、郵送でご提出ください（送料は協力員負担です。）
- ◆ 活動報告書が作成されていない場合は、補償保険の対象には含まれません。
- ◆ 退会するときは、必ず事務局にご連絡ください。
- ◆ 収入を目的とする職業ではありません。

3. 活動の内容



4. 活動日時と利用料

	★基本サービス	★有料サービス
活動日	○原則として、平日(月曜日から金曜日まで・祝日除く)の8時から20時までの間。	○安心協力員が活動可能な時間帯とします。
活動時間	○ただし、利用会員と安心協力員との間で合意がある場合は、上記以外の時間帯でも活動可能とします。	
利用料	1回800円	○平日(月曜日から金曜日まで・祝日除く)の8時から20時までの間 1時間800円 ○土曜日、日曜日、祝日と、平日で上記以外の時間帯 1時間900円
サービスの時間単位	○月1回の定期訪問で30分～1時間以内とします。	○1時間単位とし、1回あたりの活動時間が1時間未満の場合は1時間として計算します。 ○1時間を超える活動の場合、30分以内は上記の半額とし、30分を超えて1時間までは1時間分となります。

※基本サービス以外の有料サービスにおいて、交通費(電車・バス等の公共交通機関)が発生した場合は、利用会員の負担となります。(実費)

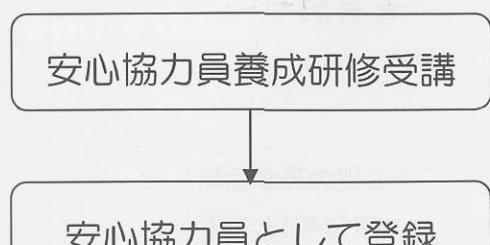
注 意 事 項

- ◆ 原則として、安心協力員の活動場所は、利用会員の自宅となります。
- ◆ 利用会員と安心協力員との間で最初に確認した依頼内容以外のことは、活動では行わないでください。
- ◆ ただし、利用会員と安心協力員が合意し、事務局が認めた場合は、上記以外も活動可能とします。



5. 活動の手順

○安心協力員



手引きの説明

安心協力員に活動依頼

利用会員と安心協力員の顔合わせ

活動内容について確認・合意

活動の開始

活動終了

活動報告書の提出

毎月

3ヶ月に1回

安心協力員連絡会議

○事務局

調査によるニーズ把握

利用者・家族からの依頼

安心協力員派遣サービス受付

サービスの紹介・アセスメント
緊急連絡先の把握

民生委員へ連絡

市へのひとり暮らし登録

★1日の活動終了ごとに、必ず利用会員と安心協力員の間で、次の受け渡しを行ってください。

○活動報告書・・・安心協力員は、利用会員の署名をもらい、複写になっている1枚を利用会員に渡す。

○当日の利用料、交通費等・・・安心協力員は、利用会員から受け取る。

6. 活動における事故について

活動中は、細心の注意を払って行動して頂くことが原則となります。万一の場合に備えて、事務局で「福祉サービス総合補償保険」に加入しています。

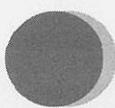
活動中に事故にあった場合は、必ず事務局までお知らせください。

物損事故の場合は、現状維持をお願いしますが、難しい場合は、写真などで、後で状況が確認できるようにしてください。

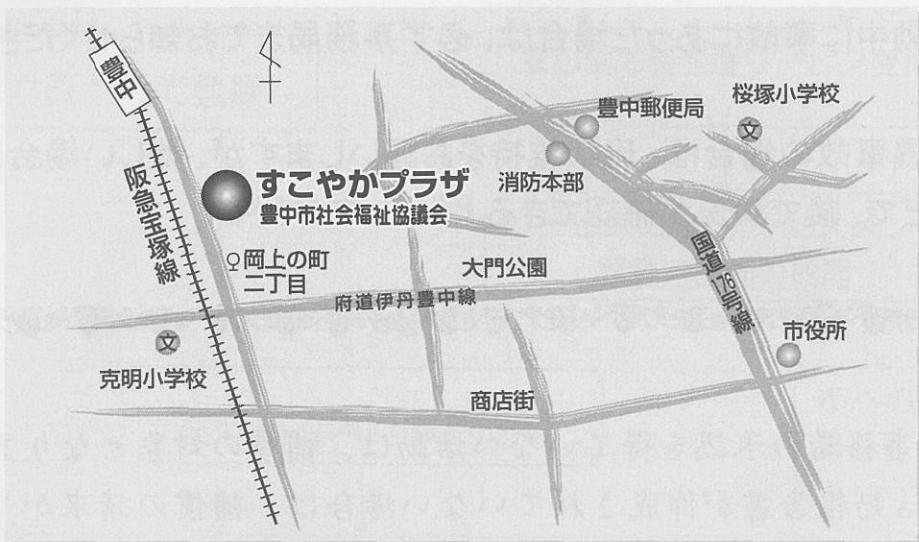


- ◆ 事務局の承認を得ていない活動は、補償の対象となりません。
- ◆ 活動報告書が作成されていない場合は、補償の請求ができません。

7. 安全チェック・メモ



お申し込み・お問合せ先



社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15
(豊中市すこやかプラザ内)

電話 (06)6848-1279

(月~金 9:00~17:15)

FAX (06)6841-2388

E-Mail tcpvc@gold.ocn.ne.jp